第十九条の二の表法第五十四条において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同項第一号中「登録個別検定機関」の下に「（外国登録個別検定機関を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

法第五十四条において準用する法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。	一　外国登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　登録を取り消した年月日

第十九条の四第一号中「登記事項証明書」の下に「（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）」を加え、同条第二号中「写し」の下に「（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）」を加える。

第十九条の九の次に次の一条を加える。

（旅費の額等に係る準用）

第十九条の九の二　第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条の二において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第十九条の十二の表法第五十四条の二において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同項第一号中「登録型式検定機関」の下に「（外国登録型式検定機関（法第五十四条の二において読み替えて準用する法第五十二条の二に規定する外国登録型式検定機関をいう。以下この表において同じ。）を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

法第五十四条の二において準用する法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。	一　外国登録型式検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　登録を取り消した年月日

第二十五条の三第二項の表法第七十七条第三項において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改める。

様式第六号の二中「様式第６号の２（第１条の８の２関係）」を「様式第６号の２（第１条の８の５関係）」に改める。

（産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部改正）

第三条　産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式（第三面）中「第37条第１項の許可」を「第37条第１項の許可、特別安全衛生改善計画」に、「行なう」を「行う」に改め、同様式（第四面）中「専門技術的事項」を「専門技術的事項、特別安全衛生改善計画」に改める。

（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第四条　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の表法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は講習若しくは研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項第三号中「第十四条第一項第六号」を「第十四条第一項第八号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「第十四条第一項第五号」を「第十四条第一項第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　労働安全衛生規則第十四条第一項第二号に掲げる事項

三　労働安全衛生規則第十四条第一項第三号に掲げる事項

第四十条第三項第三号ロ中「前項第三号」を「前項第五号」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第六条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の項中「第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存」を「第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存
第五十二条の十三第二項の規定による検査の結果の記録の保存
第五十二条の十八第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存」に改める。

別表第二の表労働安全衛生規則の項中「第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成」を「第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成
第五十二条の十三第二項の規定による検査の結果の記録の作成
第五十二条の十八第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第一条のうち労働安全衛生規則の目次の改正規定（「安全衛生改善計画（第八十四条）」を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第八十四条―第八十四条の三）」に改める部分を除く。）、同令第十四条第一項の改正規定、同令第一編第六章第一節の三の節名の改正規定、同令第五十二条の二第一項の改正規定、同章第二節中同令第五十二条の九を同令第五十二条の二十二とする改正規定、同章第一節の三の次に一節を加える改正規定、同令第六百六十二条の四の改正規定及び同令様式第六号の次に一様式を加える改正規定、第五条の規定並びに第六条の規定並びに次項の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

（労働安全衛生法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者に関する経過措置）

2　前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日において、労働安全衛生法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等の業務に該当する業務に従事した経験年数が三年以上である看護師又は精神保健福祉士は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則（次項において「新安衛則」という。）第五十二条の十第一項の規定にかかわらず、同法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者とする。